

評議員等及び各種委員の報酬・旅費に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人カンガルーの会（以下「法人」という。）の開催する次の会議等又は法人の運営する施設の業務のための会議に参加する者に対する報酬・旅費の支給に関する必要な基準及び支給額を定めることを目的とする。

1. 評議員会
2. 理事会
3. 監査
4. 評議員選任・解任委員会
5. 第三者委員会

(評議員等及び各種委員の報酬及び旅費)

第2条 評議員等（評議員、理事及び監事）及び各種委員への報酬・旅費の支給額は、次のとおりとする。

1. 報酬

評議員会、理事会、評議員選任・解任委員会、第三者委員会への出席	監査
5,000円	8,000円

2. 旅費

範囲	評議員会、理事会、監査、評議員選任・解任委員会、第三者委員会への出席
宜野湾市内	1,000円
上記以外	1,500円

(出張旅費)

第3条 評議員等及び各種委員が、法人又は法人の運営する施設の業務のため出張する場合は、別に定める「旅費規程」に基づき旅費を支給する。

(兼務役員)

第4条 施設の職員を兼務する役員等（理事・監事）は、施設の職員としての業務を除く法人の職務に限り、この規程を適応することができる。

(規程の改廃)

第5条 この規程の改廃は、評議員会の議決を経て行う。

附則

1. この規程は平成23年4月1日より施行する。
2. この規程は平成26年4月21日より一部変更し、施行する。
3. この規程は平成29年4月1日より一部変更し、施行する。
4. この規程は平成30年6月15日より一部変更し、施行する。